

特集

ごみの 不法投棄を

断て!

ごみ捨て禁止

ごみを捨てた人は 懲役又は罰金に処 られます。

**豊かな自然、
そして不法投棄…**

先日、編集室にこんな
お便りが届きました。

「緑がキレイな季節、チ
ラチラとゴミの色が見え
ると、せっかくのドライ
ブも気分が盛り下がります。
どうして捨てるのか
不思議でなりません」

津山の豊かな自然とは
裏腹の、こんな光景に心
を痛めた経験はありませ
んか？

1つのごみは次の投棄
の呼び水となり、いつし
かごみの山へと成長しま
す。いまや、このような
場所が市内に20か所以上
も！ なかにはトラック
で運んだと思えない
大掛かりなものまで…。

このように深刻化する
不法投棄の現状と、苦悩
する市民や行政の取り組
みを追いました。

不法投棄とは

他人が管理、所有してい
る場所にごみを投げ捨て
ていくことや、自分の所
有している土地で勝手に
廃棄物を処分したり、無
許可で埋め立て処分をし
たりすること